

平成 25 年 9 月 30 日
入札監理小委員会

発注者支援業務等における事業譲渡に関する主な論点と今後の対応について（説明資料）
（案）

国土交通省に対し、道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の事業譲渡に関する対応について、ヒアリングを実施。（資料 4-1 1. 議論の経過）

1. 事業譲渡の目的、ポイント等（資料 4-1 2. 議論のポイント 主な論点①）

発注者支援業務等についての旧建設弘済会等から民間事業者等に対する事業譲渡（以下「事業譲渡」という。）が行われることになった理由、事業譲渡において重視した点等について、国土交通省に対して確認を行い、以下の事実が確認された。

- 1) 「政府関連公益法人の徹底的な見直し」（平成 21 年 12 月閣議決定）や行政刷新会議の事業仕分け（平成 22 年 5 月）を受け、国土交通大臣は、平成 22 年 7 月、民間による競争の促進と公益法人改革の観点から、全て民間事業者から調達することを目指し、発注者支援業務等からの計画的撤退を建設弘済会等に要請したところ。
- 2) さらに、国土交通省は、副大臣をリーダーとする検討チームを設置し、弁護士、公認会計士等の外部有識者の助言を得ながら、撤退に必要な事業譲渡手法等の課題について、ノウハウの継承と職員の雇用の確保を図るという観点から、検討¹・とりまとめた（平成 23 年 3 月）。それに基づき、建設弘済会等は総会において、同業務からの計画的撤退を受け入れた（平成 23 年 5 月以降）。
- 3) 平成 24 年度には東北建設協会の受託業務のうち 30 業務が 4 者の民間事業者に譲渡され、今後も旧建設弘済会等（平成 25 年 4 月から 8 月にかけて、一般社団法人に移行）が受託している業務は、民間事業者等に譲渡される予定である。
- 4) なお、平成 24 年度に実施された事業譲渡については、従前と同等の実施体制が確保され、経費も当初契約額から変更のないものであり、譲受者については外部有識者からなる第三者委員会を活用して選定されていた。

2. 事業譲渡が市場に与える影響等（資料 4-1 2. 議論のポイント 主な論点②）

発注者支援業務等における旧建設弘済会等の受注割合については、平成 24 年度契約件数ベースで約 5 割（JV を含む）となっており、依然、一定割合を受注している状況を踏まえ、事業譲渡が市場に与える影響について、国土交通省の考え方を以下のとおり確認した。

- 計画的撤退において、バランスのとれた進捗となっているかを確認する観点から、

¹ 検討結果については、『「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめ』として公表し、地方整備局を通じて建設弘済会等に周知している。なお、この内容は、対象公共サービスの質の維持向上、経費の削減を図るという公共サービス改革法の趣旨と矛盾していない。

地域特性を考慮した譲渡方法が適切に選定されるよう第三者委員会を含む旧建設弘済会等に対し、国土交通省は、モニタリング及び助言を行うとともに、民間競争入札を実施する上で、適宜発注形態を見直すなど、当該業務の適正な競争環境を維持するための取組を継続して実施する。

3. 公共サービス改革法における契約変更に係る取扱いについて

(資料4-1 2. 議論のポイント 主な論点③)

法第21条は、対象公共サービスを改善する場合、やむを得ない事由がある場合等、当初契約時にあらかじめ想定していない事象への対応において、監理委員会の議を経て、契約変更を行うことができると規定している。これは、競争入札を通じ、手続の透明性、中立性及び公正性が確保され、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で最も優れた内容で実施されることとなった事業内容等について、安易な契約変更を抑制し、法の趣旨を損なわないようにするものである。

一方、あらかじめ実施要項に契約変更の事由等を定めておけば、法第21条に基づかない契約変更は可能となっている。

よって、平成24年度に実施された事業譲渡については、実施要項に契約変更に係る事項をあらかじめ定めていなかったことから、法第21条に基づく手続が必要であったと思料されるが、当該手続は行われていない状況であることから、国土交通省の考え方を以下のとおり確認した。

- 国土交通省は、事業譲渡について、契約変更ではなく契約上の地位の移転という整理²をしていたことから、法第21条の契約変更に該当するとは認識しておらず、国土交通省内の手続のみの処理を行っていた。

事業譲渡に関する事項をあらかじめ、実施要項に示しておく必要があった。

4. サービスの質の維持向上及び経費削減並びに透明性、公平性及び競争性の確保を踏まえた今後の対応について

(資料4-1 2. 議論のポイント 主な論点④)

今後も引き続き、事業譲渡が行われる予定であることを踏まえ、法の趣旨が達成されるように、譲受会社の選定に関する考え方、業務品質確保の基準、暴力団排除の手続³等について、実施要項に反映させ、監理委員会の議を経る必要がある。また、既に契約済みの事業についても同様の取り扱いとすべく、監理委員会の了承を踏まえ、旧建設弘済会等に通知する必要がある。

さらに、譲受者の選定が適切に行われるよう、国土交通省として旧建設弘済会等に対するモニタリング及び助言を行う等、適切な事業譲渡の実施及び業務品質の確保が図れるよう取り組んでいく必要がある。

² 国土交通省は、受注者の合併又は合併と同等と見なし得る事業譲渡等については、契約変更として取り扱っておらず、契約上の地位の移転として整理。

³ 国土交通省は、実施要項に従い、適切に暴力団排除の手続を実施。